

# 職業訓練のご案内

～ハロートレーニングを上手に活用して、就職につなげよう！！～

ハロートレーニングとは、希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる、公的な職業訓練です。

ハロートレーニングには、「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」があります。

どちらの訓練も、“再就職の前にスキルアップしたい！”という方であれば、お申しいただき選考（適性検査や面接）を受け、合格の後に受講できます。

詳しい内容、お問い合わせについては“職業訓練担当窓口”へ お気軽にどうぞ！！

## ■公共職業訓練■

場所	科名	定員	締切	選考日	入所	修了	訓練期間
酒田	金属技術科 (追加募集)	若干名	3/6	3/16	令和7年 4月	令和8年 3月	1年

## ■求職者支援訓練■

### ◇基礎コース

場所	科名	定員	締切	選考日	入所	修了	訓練期間
酒田	ビジネス パソコン基礎科	12名	4/8 正午	4/11	4/24	7/23	3ヵ月

### ◇実践コース

場所	科名	定員	締切	選考日	入所	修了	訓練期間
酒田	イチから学べる 事務員養成科 (短時間)	15名	3/5 正午	3/11	3/25	5/23	2ヵ月
酒田	Excel・パソコン 会計実践科	4名	4/17 正午	4/22	5/8	8/7	3ヶ月

※過去に職業訓練を受講したことがある方は、前回の受講修了日から1年を経過していないと新たに訓練を受けることができません。ただし、ハローワークが必要性を認める場合、「求職者支援訓練の基礎コース→求職者支援訓練の実践コース」または「公共職業訓練」の組み合わせであれば、連続して受講することができます。

※今後の予定につきましては、申込受付期間になり次第、ハローワーク酒田内掲示板に詳細を貼り出します。



- 雇用保険受給資格者で安定所長の「受講指示」により、職業訓練開始日の前日において下記の支給残日数を残して受講を開始した場合には、「基本手当・受講手当」および該当者には「通所手当」が支給されます。

支給残日数が不足している方でも職業訓練の受講は可能ですが、受講手当等は対象となりません。

雇用保険 所定給付日数	給付制限あり	給付制限なし
	支給残日数	支給残日数
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	1日以上
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	61日以上
210日	71日以上	71日以上
240日	91日以上	91日以上
270日	121日以上	121日以上
330日	181日以上	181日以上

## ■ 「職業訓練受講給付金」について

職業訓練受講中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付金です。ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます。

### 1. 支給額

- ① 職業訓練受講手当：月額10万円（支給対象期間により、日割り計算の場合あり）
- ② 通所手当：ご自宅から訓練校までの通所距離・通所経路に応じた所定の額

### 2. 支給要件（次の要件を全て満たすことが必要です）

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない
- ② 本人収入が月8万円以下
- ③ 世帯全体の収入が月30万円以下
- ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑥ すべての訓練時間数を受講している  
（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも8割以上出席する）
- ⑦ 同世帯の中で、同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- ⑧ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない
- ⑨ 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

詳細については、職業訓練担当窓口でご相談ください。